

別表

東北エリア

株式会社 エフエネ

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と調達調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「3. 燃料費調整」および「4. 調達調整費」の定めに従うものといたします。

3. 燃料費調整

東北電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客様の使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

4. 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 13 時から 22 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」といいます。）に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものいたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が 5 円 70 銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものいたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が 15 円 00 銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものいたします。

ハ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日時点において、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものいたします。

(2) 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、「N 月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達単価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 調達調整費の適用除外対象

調達調整費の適用除外は、請求対象月が 1 月分請求までのお客様とします。

5. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、第38条に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(6) 日曜日電力量とは月間使用電力量のうち日曜日時間に該当する電力量といたします。

(7) 日曜日電力量料金の対象となる使用電力量については、日曜日割合指数を使用し算定いた

します。

$$\text{日曜日割合指数} = \frac{\text{日曜日電力量}}{\text{月間使用電力量}}$$

6. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$\frac{1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

ロ 日曜日電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\begin{aligned} & \text{日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量} \\ & = 120 \text{ キロワット時} \times \text{日曜日割合指数} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}} \end{aligned}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{aligned} & \text{日曜日電力量料金の第 2 段階料金適用電力量} \\ & = 180 \text{ キロワット時} \times \text{日曜日割合指数} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}} \end{aligned}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{aligned} & \text{日曜日電力量料金の第 3 段階料金適用電力量} \\ & = (\text{月間使用電力量} - 300 \text{ キロワット時}) \times \text{日曜日割合指数} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}} \end{aligned}$$

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、300 キロワット時をこえた 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量、日曜日電力量料金の第 2 段階料金適用電力量および日曜日電力量料金の第 3 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金の第1段階料金適用電力量

$$= 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数} - \text{日曜日電力量料金の第1段階適用電力量}}{31 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第2段階料金適用電力量

$$= 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数} - \text{日曜日電力量料金の第2段階適用電力量}}{31 \text{ 日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第3段階料金適用電力量

$$= \text{月間使用電力量} - (\text{電力量料金の第1段階料金適用電力量} + \text{電力量料金の第2段階料金適用電力量} + \text{日曜日電力量料金の第1段階適用電力量} + \text{日曜日電力量料金の第2段階適用電力量} + \text{日曜日電力量料金の第3段階適用電力量})$$

なお、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえた1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量および第3段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

ニ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 本約款第18条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款第18条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ホ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 本約款第18条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款第 18 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が終了した場合 終了日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7. 需要場所

- (1) 1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

- (2) 1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが地上または地下において連結されかつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は 1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区

分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

8. 契約種別

エフエネホーム基本プラン B

イ 適用範囲

電灯を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 日曜日時間

日曜日の 0 時 00 分 00 秒から 23 時 59 分 59 秒を日曜日時間とし、時間は、日本標準時間とします。また、時間および電力量の算定には、各地域の一般送配電事業者が設置する、スマートメーターにより計量されたデータを弊社が受領し、計算の算定基礎といたします。

ホ 使用電力量料金の基本算定

(1) 日曜日電力量料金計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(イ) エフエネホーム基本プラン B の料金適用上の電力量区分の算定

日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量
= 120 キロワット時 × 日曜日割合指数

なお、日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第 2 段階料金適用電力量
= 180 キロワット時 × 日曜日割合指数

なお、日曜日電力量料金の第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第 3 段階料金適用電力量
= (月間使用電力量 - 300 キロワット時) × 日曜日割合指数

なお、日曜日電力量料金の第 3 段階料金適用電力量とは、300 キロワット時をこえた 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量、日曜日電力量料金の第 2 段階料金適用電力量および日曜日電力量料金の第 3 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 電力量区分の算定に応じた電力量料金の算定

本約款別表 7 条の(2)日曜日電力量料金を用いて計算いたします。

(2) 電力量料金計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(イ) エフエネホーム基本プラン B の料金適用上の電力量区分の算定

電力量料金の第 1 段階料金適用電力量
= 120 キロワット時 - 日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量

なお、電力量料金の第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第 2 段階料金適用電力量

＝180 キロワット時－日曜日電力量料金の第 2 段階料金適用電力量

なお、電力量料金の第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第 3 段階料金適用電力量

＝月間使用電力量－（電力量料金の第 1 段階料金適用電力量＋電力量料金の第 2 段階料金適用電力量＋日曜日電力量料金の第 1 段階適用電力量＋日曜日電力量料金の第 2 段階適用電力量＋日曜日電力量料金の第 3 段階適用電力量）

なお、電力量料金の第 3 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第 1 段階料金適用電力量、第 2 段階料金適用電力量および第 3 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点第 1 位で四捨五入いたします。

- (ロ) 電力量区分の算定に応じた電力量料金の算定
本約款別表 7 条の(3)電力量料金を用いて計算いたします。

へ 適用条件

- (イ) スマートメーターの設置がされていること。
- (ロ) 需給契約に申込みされ、当社が承諾し契約に至ったあと、各地域の一般送配電事業者が設置するスマートメーター工事が、当社以外を起因とするなんらかの理由で、当社からの供給開始日までになされなかった場合は、契約後であっても電気の供給をお断りさせていただきます。この場合には、当社はお客様、および各地域の一般送配電事業者と協議し、個別に対応いたします。
- (ハ) 前項に記載の状態に陥った場合には、当社はお客さまに対し何らかの補償を行うことはできかねます。電気の供給できる状態に復した際に、改めて需要契約のお申込みをお願いいたします。
- (ニ) 日曜日電力量が月間使用電力量の 30%を超える分は、日曜日電力量料金の適用外とし、電力量料金を適用することといたします。

9. エフエネホーム基本プラン B 料金表

(1) 基本料金

(税込)

契約電流 30 アンペア	972 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,296 円 00 銭

契約電流 50 アンペア	1,620 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,944 円 00 銭

(2) 日曜日料金 (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	9 円 12 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	12 円 43 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	14 円 37 銭

(3) 電力量料金 (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 24 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 87 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 75 銭

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

(4) 明細発行手数料

お客さまが電気料金（月額）及び電気ご使用量の明細を郵送希望された場合には、以下に規定する明細発行手数料を要します。

明細発行手数料 150 円(税抜)

(5) 契約事務手数料

電気受給契約の成立に伴い、契約事務手数料として 3,000 円(税抜)を申し受けます。

10. 標準周波数についての特別措置

本約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

対象区域：新潟県佐渡市，妙高市および糸魚川市